○関東地方整備局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千五百六十九号東京都市計画道路事業補助線街路第百三十三号線
三　事業施行期間　自平成七年九月七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千七百四十九号東京都市計画道路事業補助線街路第九十号線
三　事業施行期間　自平成八年八月二十二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千七百四十九号東京都市計画道路事業補助線街路第九十号線
三　事業施行期間　自平成八年八月二十二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第二百五十六号小山栃木都市計画道路事業三・四・二百一号沼和田川原田線
三　事業施行期間　自平成十五年八月一日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市須和田一丁目八一八番二から同市須和田一丁目一三四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市菅野六丁目一九一九番三地先から同市菅野二丁目一七〇番三一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	市川市稲荷木一丁目四〇四番四から同市鬼高四丁目三九〇番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	市川市田尻五丁目三七八番八地先から同市田尻五丁目三六〇番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	市川市田尻五丁目五二一番五から同市田尻五丁目七八六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成三十年三月二十八日

○関東地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	筑西市笹塚字笹塚八七五番一から同市笹塚字笹塚八八九番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十八日

三　事業施行期間　自平成二十五年八月二十二日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし